

I 職業紹介事業

センターでは、日雇労働の就労経路や労働条件の明確化を進めるため、センター発行の「プラカード」を介しておこなう相対紹介と求人票の公開掲示による窓口紹介をおこなっている。

あいりん地域においては、建設業を主体とする日雇就労だけでなく、警備業、清掃業、運輸業や倉庫業に関わる就労や、1日2～3時間程度の短時間就労、毎週1～3日程度の就労等、ニーズとその働き方も多様化している。

幅広いニーズに対応するため、利用者カードを活用することで、求職者の職歴や資格、希望職種などの把握をおこない、より一層の適格者紹介に努めた。

また、寄場においては、適正な求人活動を促進するため、「求人の森」への労働条件を明示した求人プラカード掲示の定着を図り、「寄場活用による求職機会拡大」を図った。

1 職業紹介

建設経済研究所の建設投資の見通しによると、平成29年度は、前年度比1.8%増の53兆4千億円との見通しであるが、建設技能労働者数は、急速な高齢化も相俟って年々減少傾向にある。

あいりん地域においては、関西圏での民間工事の伸び悩みや公共工事の波及効果がみられず、求人状況に改善の兆しはみられなかった。

また、高齢化の進展と人手不足の深刻化に加え、現場入場時の社会保険加入の要請は、求人活動をおこなう事業所にとっては大変厳しいとの声も聞かれた。

こうした状況の中、求人受理や適格者紹介に努め、平成29年度の紹介窓口での就職率(紹介票交付数/求職受付数)は、77.0%となり目標を達成した。

(1) 相対紹介による現金求人（現金払いの日々雇用）

早朝の就労あっせんは、求人者と求職者が労働条件を明示している「相対現金求人プラカード」に基づき、直接雇用関係を成立させる「相対紹介」方式を探っている。

また、毎日早朝に、職員が事業所から求人数や求人動向等の聞き取りをおこなっている。

平成29年度の相対紹介による現金求人は、29,918件、延べ249,001人で、目標を若干上回り、平成28年度実績と同程度となった。

また、平成27年度より設置した「求人の森」については、事業所より申し込みのあった現金求人プラカードを原則すべて掲示し、求職者に広く求人情報を周知することにより就労機会の拡大を図った。

[第1表-1～7、図表①～⑤]

(2) 相対紹介による契約求人（30日以内の雇用）

寄場において、30日以内の期間を定めて、雇用関係を成立させる求人については、相対契約求人プラカードに基づき紹介をおこなっている。

平成29年度の相対紹介による契約求人の紹介は1,500件、10,219人、延べ133,098人で、延人数では平成28年度より3.6%の減少となった。

寄場に設置した「求人の森」に相対契約求人プラカードをすべて掲示して定着を図り、労働条件を明示して適正な求人・求職活動を促進し、就労機会の拡大に努めた。

[第2表-1、第2表-1-①、図表⑤・⑥]

(3) 窓口での紹介による契約求人（30日以内の雇用）

事務所窓口に求人票を掲示する「窓口紹介」では、30日以内の期間を定めて雇用する契

約求人の紹介をおこなっている。

平成29年度の窓口での契約求人は、39,574人で、目標を大きく超え平成28年度と比べても、15.6%増となった。

建設技能労働者は不足している状況があり、安定して労働者を確保したい求人事業所の意向の結果、大幅な増加となった。

求職者個々の特性や個別事情などの把握にも努め、以前求人実績があった事業所へ積極的な雇用勧奨をおこなった上で、窓口求人の利用に誘導して事業所と求職者のマッチングの向上を図った。

[第2表-1、第2表-1-②、図表⑤・⑥]

(4) 窓口での紹介による現金求人（現金払いの日々雇用）

寄場に直接出向くことのできない事業所は、窓口における現金求人の申込みをおこなってもらえるように努めている。

現金求人の場合、就労日に労働者が現場に行かないと、当日の作業に支障が生じるため、待合場所・時間が守れること、業務の経験や職務に耐えうる体力の有無などを把握して適格者紹介をおこない、継続して求人が確保できるよう努めている。

現金求人は労働者からの要望も強く、事業所訪問・求人開拓を通じて、新たに利用する事業所を広げ、労働者からの要望に応えるように努めた。

また、西成区生活困窮者自立支援事業を受託している「はぎさぼーと」からの求職相談者や、特に切迫した求職者に対して、日雇現金の紹介をおこない就労に繋げたケースもあった。

平成29年度の窓口紹介による現金求人数は、1,006人で平成28年度比71.1%増、紹介数は623人で平成28年度比29.3%増となり、ともに大幅な増加となった。

[第2表-2]

(5) 一般求人・紹介（30日を超える長期の雇用）

「窓口紹介」では、雇用の定着・安定を図るため、平成22年度から一般雇用保険に加入している事業所からの一般求人を掲示し、常用を含め安定的雇用の紹介に努めている。

平成29年度の一般求人数は822人で平成28年度と比べ39.4%減となった。

一方、紹介数においても16名と、平成28年度の43人と比べ、62.8%の大幅な減少となった。

ただし、居所や連絡先がなく就職できない就労困難層の来所相談者はあり、利用者カードを作成し個別困難事情等も聴取し、継続的・包括的な支援をおこなった。

[第3表]

(6) 高年齢者職業紹介

55歳以上の労働者のニーズにマッチングできる求人開拓に努め、高年齢労働者一人一人に寄添った求職相談、就労支援をおこなった。

また、高齢者特別清掃事業(特掃)は、就労機会が減少し、生活が困窮した55歳以上の地域日雇労働者からの申込を受け、登録制の輪番紹介をおこなった。

① 高年齢者窓口紹介

地域高年齢労働者が求めている求人は、日々雇用にとどまらず、短時間就労が可能なアルバイトやパート、清掃業や警備業の常用雇用など多種にひろがっている。

窓口紹介では、そのようなニーズに沿った求人開拓をおこない、高年齢労働者自身の体力や経済状況など、それぞれの能力や状況にあった紹介につなげてきた。

求職する労働者の高齢化もあり、通常の求人への高齢者の紹介は増えている一方で、東大阪市のごみ収集事業が民営化されたことにより、高齢者限定求人が大幅に減少したため、紹

介数も減少した。

また、高齢者に限らず、一般求人を志向する求職者が以前に比べ減少しており、一般求人への紹介は10人にとどまった。

[第5表、図表⑦]

②「高齢者特別清掃事業（特掃）」等の輪番紹介

就労機会の確保が難しくなる高年齢日雇労働者を対象とした特掃の登録者に、毎日、就労場所（センター内清掃、地域外清掃、道路清掃、市有地）別に輪番紹介をおこなっている。

平成29年度は一人当たり月平均6～7回の紹介をおこなった。

[第6表-1、第7表、図表⑦・⑧]

別途、特掃登録者を対象に「あいりん労働福祉センター就労斡旋機能向上事業（センター ガードマン）」の輪番紹介を毎水曜日におこなっており、一人当たり年5回程度（1回3日間の連続就労）の紹介をおこなった。

[第6表-2、図表⑦・⑧]

(7)「求職者」の開拓、「求人情報」等の提供

あいりん地域で求職活動をおこなっている労働者に対して、地域の支援団体等からの情報収集を含め、窓口求人一覧表の掲示を支援団体に依頼するなど、より広範囲に情報を提供した。

更に求職者開拓を強化するために、地域の各支援団体や「はぎさぼーと」とも連携を深めながら、求職相談者の拡大とともに、適格者紹介の拡大を図った。

また、ホームページやモニターを活用し労働者等へ求人情報を提供するとともに、年3回職種ごとの賃金調査を実施し、求人する際の参考として事業所に提供をおこなった。

2 求職相談

(1) 一般求職相談

平成29年度は、より適格者紹介につなげるため求職相談の充実を図ったが、相談数（特掃登録者を除く）は、平成28年度と比べ5.9%減の4,417人となった。

窓口紹介の求職者を対象に、利用者カードを作成して求職相談の充実を図り、求職者のニーズや職歴や資格の有無などの聞き取りに力を入れ、相談記録の作成を積極的におこなった。その結果、新規求職相談数は180人と目標を超え、ほぼ平成28年度と同程度となった。

また、地域の支援団体等への訪問や生活保護までには至らない求職相談者への就労支援をおこなうため、西成区役所・「はぎさぼーと」などへも訪問し連携を図りながら、求職者の拡大・求職相談の充実にも努めた。

さらに、履歴書の書き方、面接の受け方など労働福祉課との連携も図りながら継続的・包括的な就労支援をおこなった。

[第4表]

(2) 高年齢者求職相談

高年齢労働者は、就労意欲があるものの加齢に伴う体力の衰えや身体の不調により、就労機会が減少する。そのため本人の状況をしっかり聞き取り、相談者のニーズにあった分野での就労が実現するよう支援してきた。

また、センター窓口だけでなく、地域関係機関に対しても求人情報の周知を図り、今までセンターへ来所したことのないような人にも支援の機会を増やすよう努めた。

一定の需要があった生活保護受給者層や年金受給者層の来所・相談が減少した一方で、地域関係機関などから依頼される相談は若年層が多い傾向が見られた。

[第7表]

3 施設1階寄場を中心に求人事業所の指導及び就労経路の正常化促進

(1) 事業所指導

① 事業所指導

労働者が安心して就労機会を得るために、寄場及びその周辺を中心に求人募集をおこなう事業所に向けて、労働条件等の明確化を求め、指導を強化した。

指導した内容については、データとして整理し、求人開拓及びマッチングに向けての活用や「魅力ある職場づくり」の促進を図るため、法令の遵守・雇用条件の改善について働きかける材料とした。(※1)

また、訪問・電話・文書を通じて事業実態を把握し、労働者に確かな事業所情報が提供できるよう求人内容の確認をおこなった。

今後予定されているセンター仮移転後の適正な職業紹介の維持を図るため、求人事業所等から意見聴取等もおこなった。 [第8表-1~6]

※1 平成29年度、大阪労働局の委託事業の「人材不足分野における人材確保のための雇用管理改善促進事業(啓発実践コース)」を受託。

「啓発実践推進委員会の開催」、「普及・啓発などのためのリーフレットなどの作成・配布」、「雇用管理アドバイザーによる企業への相談・支援の実施」や「雇用管理改善の取組み事例を紹介する冊子(雇用管理改善の取組事例集)の作成」をおこなった。

雇用管理改善の取組事例集には、「魅力ある職場づくり」に向けて取組みをおこなった事業所20社のうち15社分の事例を掲載した。

② 事業所懇談会

10月に求人事業所に対し、雇用管理改善を通じた「魅力ある職場づくり」の必要性やメリットの啓発、周知等をおこない、具体的な取組みを促した。

本年度は、25事業所28名が参加し、「建設労働者の待遇改善の取組～総合評価制度について～」、「雇用管理改善促進事業における好事例について」や「あいりん総合センター建替えに伴う(公財)西成労働福祉センター仮移転スケジュールについて」の講演をおこなった。

③ 事業所座談会

事業所の求人方法等についてのニーズ聴取等をおこない、センター仮移転後も事業所のニーズに沿った適正な職業紹介の維持を図るため、事業所座談会を大阪府の労政課を交え、7月と9月に開催した。

参加事業所からは、忌憚のない意見が出され仮移転後の紹介システムの構築について議論を交わす契機となった。

④ 登録事業所への調査

過去1年間(2016年10月1日から2017年9月30日)に地域労働者を雇用した事業所へ、電話・FAXなどで実態調査をおこない、事業状況や求人動向・宿舎の状況・雇用労働者数・求人状況等を聞き取った。

今年度の調査では、「台風の復旧工事」や「高速道路の工事」等が上向き要因となり「仕事量が増加している」と回答する事業所が増加した一方で、今後の不安材料として「人手不足」「低調な請負単価」や「社会保険問題」を課題に挙げる回答も多かった。

また、「請負単価」「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」「法定福利費の支払い」や「雇用管理改善の取組み」について聞き取り項目を追加し、現状把握をおこなった。

[第8表-7]

⑤ 労働・社会保険の適用、建設業退職金共済制度への加入状況の把握と促進

毎年3月末から4月において、求人事業所には、円滑な求人受理をすすめるために日雇・雇用保険の更新について確認を徹底している。本年度は152社が日雇雇用保険の更新をしたことが確認された。

併せて関係機関と連携し、文書送付や事業所訪問を活用して健康保険日雇特例の適用促進を図り、制度が定着するよう努めた。

また、建設労働者の退職金制度として作られた建退共の加入促進にも努めた。

⑥ 「求人の受理」の適正化

「求人の受理」において、「求人担当者と事業所との雇用関係の明確化」等を一層適正化するため、求人担当者には「求人担当者カード」の普及促進をおこなった。

本年度は、求人事業所に求人担当者の確認をし、39名の求人担当者に「求人担当者カード」の配布をおこなった。

(2) 就労正常化の促進

① 就労正常化促進特別指導

「求人の受理」において、「求人担当者と事業所との雇用関係の明確化」等を一層適正化するため、求人担当者には「求人担当者カード」の普及促進をおこなった。

本年度は、求人事業所に求人担当者の確認をし、39名の求人担当者に「求人担当者カード」の配布をおこなった。

[第8表-1]

② 求人事業所調査

寄場及びその周辺において、早朝の時間帯を除いた時間に、適正な求人活動を促すため週に2回、「求人事業所調査指導日」を設定し、指導をおこなった。

「建設労働者の雇用の改善等に関する法律」に基づく募集方法やプラカードの掲示及び期限切れプラカードの回収などの指導を強化した。また、適正に求人をおこなっていない事業所が判明した場合、直ちに事業所指導をおこなった。

[第8表-1]

4 就労機会の確保のための求人開拓事業

労働者ニーズの多様化にともなう様々な業種の求人事業所を確保するよう努めた。

とりわけ、技能資格取得者、建設業以外の産業への職種転換希望者、建設業未経験者の受け入れ先の求人開拓をおこなった。

平成29年度は、総合相談での就労支援や求職者相談に対する、「日雇」から「常用（期間の定めのない雇用）就職」への準備就労である「アプローチ就労」への協力事業所の一層の活用を図った結果、新たに19社（建設14社、清掃4社、介護1社）が加わり、合計68社となった。

[第8表-1～2]

(1) 新規開拓

従来からの就労先の確保に加え、新たに地域に職を求める労働者や総合支援を必要とする労働者の就労機会を確保するため、様々な職種や雇用形態の求人が求められている。

そのため、ハローワークの求人情報をはじめ、各種求人情報誌・新聞広告・インターネットでの求人情報等、あらゆる媒体から情報収集をおこない、訪問や求人勧奨パンフレットの送付により新規事業所への求人開拓をおこなった。

今年度は、一般11社、日雇10社の合計21社が新たに登録をおこなった。

[第8表-1]

(2) 雇用勧奨

① 雇用勧奨

近年求人実績のない事業所や、地域から日雇労働者を雇用している事業所に対し、センターに求人申込を促し、訪問や文書などにより地域労働者の雇用勧奨をおこなった。

一般求人を受理した事業所や、新規求人開拓で登録をおこなった事業所に対して、継続して雇用勧奨をおこなった。

[第8表-2]

② 高年齢者雇用勧奨

高年齢労働者向けの雇用を確保するため、短時間就労の可能な求人や、清掃業・警備業等の高齢者向き職種の事業所を対象に雇用勧奨をおこなった。

[第7表]

5 就労機会の乏しい高年齢労働者に対する施設清掃等の仕事の提供

あいりん労働福祉センターの環境美化と、就労機会の減少している地域高年齢日雇労働者の就労機会の確保を図るため、「高齢者特別清掃事業（特掃）」に登録している労働者を対象に、あいりん労働福祉センターの施設清掃事業を実施した。

[第6表-1、図表⑧]

II 労働福祉事業

建設業を中心に技能労働者に対するニーズは、高まる傾向にあるが、地域労働者の置かれている雇用環境は依然として厳しい。

そのため、労働者のホームレス化など、生活基盤の脆弱化を防ぐための「個別的・継続的・包括的」支援を実施する必要があり、労災・労働相談、医療・生活身上相談、労働者援護など、就労支援の一層の充実を図った。

平成29年度は、労働者ニーズの把握を強化し「利用者カード」の普及に努めた。とりわけ、社会福祉関係機関や地域の支援団体との連携を一層推進することに努めた。

また、職業紹介・求人開拓機能と連携し、より効果的な事業展開を目指した。

1 賃金等労働条件に関する相談

平成29年度の賃金等労働条件に関する相談は、新規相談が33.9%の減少、継続相談が77.1%の増加となった。

新規相談が減少しながら継続相談が増加した要因は、解決までに事業所・労働者双方に対し多くの働きかけとやり取りを要するためである。また、違法性のある控除や労働契約への対応力を高めるため、ケース会議等をおこない、情報と知識の共有を図った。

さらに、大阪労働局との連絡調整会議を通じて、関係法令への理解を深め、困難な相談ケースの解決に努めた。

〔第9表-1〕

2 労災相談及び労災休業補償立替貸付事業

労働者が労働災害に遭った場合、その相談に応じるとともに、休業期間中の生活の安定を図るために、休業補償給付の立替貸付をおこなった。

また、立替貸付期間中に生活上の問題点を聴き取り、労災治癒後に安定した就労・生活が送れるよう、必要な支援をおこなった。

(1) 労災相談

平成29年度は、受傷後速やかな現場責任者への報告を怠ったり、通院しなかったなどの理由により、労災手続きが円滑に進まなかったり、業務起因性の証明が困難な案件が目立つた。

また、労災についての基本的知識に乏しい労働者が数多いという課題が変わりなく見られた。そのため、「センターだより」等を活用して啓発に取り組み、労災に関わるトラブルの防止と相談者の窓口誘導を図った。

あわせて、労災手続きを円滑に図るため、社会福祉法人大阪社会医療センターと労災相談及び労災休業補償立替事業について連絡調整会議を実施し、情報の共有を図った。

〔第10表〕

(2) 事業主証明の請求並びに代理請求に係る連絡調整事務

労災休業補償給付の立替労働者の減少により、31.0%の減少となった。〔第10表〕

(3) 労災休業補償給付の立替貸付

労災休業期間中の労働者の生活の安定を図り、治療に専念してもらうため、日々貸付3,049,000円（貸付延日数618日分）、一括貸付344,604円、

合計3,393,604円の立替貸付をおこなった。

立替金の差額精算2,221,044円と合わせて取り扱い合計は111件、

5,614,648円であった。

貸付実人数は平成28年度と比べ11人減の6人で、取り扱い金額は61.8%の減少となつた。

[第10表、第11表]

(4) 労災立替貸付債権の保全（貸付金の管理、回収）

傷病・通院の確認、労働基準監督署との連携に努め、3,994,604円の立替債権の回収をおこなつた。

[第11表]

(5) 労災休業者の就労自立への支援

労災治癒後の円滑な就労生活の復帰をするため、立替貸付期間を活用して、生活状況を聞き取り、問題解決のために助言をおこなつた。住民票の回復、銀行口座の開設、債務問題の解決、年金受給資格の確認、健康保険の加入、建設業退職金共済の加入、居住の安定化など多面的な支援をおこなつた。

3 医療相談、生活身上相談、労働者援護

「健康上の理由で就労の機会を逸した」「一時的に生活に困窮している」「より安定的な就労を求めている」といった労働者の訴えにワンストップで対応するため、課・係間の連携を図り就労につなぐべく総合支援に力を注いだ。

(1) 医療相談

① 医療相談

治療が必要な労働者には、社会福祉法人大阪社会医療センターへ診療依頼をおこなつた。軽度の場合、労働者の求めに応じて傷テープ・オロナインを配付した。また医療相談をきっかけとして来所した労働者に対して、他の支援につなげるため、生活状況の聞き取りをおこなつた。

[第12表]

② 健康管理の推進

労働者に対して、健康管理の啓発をおこなつた。とくに血圧に関する健康管理に注力した。窓口に設置されている血圧測定器の利用を勧め、血圧記録表（裏面は出面表）を配付した。

[第12表]

(2) 生活身上相談

① 総合受付による支援

就労・生活相談を強化するため、相談者のニーズ把握に努め、「利用者カード」の発行をおこなつた。また「総合受付」の機能を向上するため、センターの幅広い機能を一覧できるパンフレット「センターに来所した皆様へ」を作成した。これを「利用者カード」発行時に手渡して、センターの機能を説明することで、相談者の主訴を解決するにとどまらず、他の生活課題の解決に向けた相談対応が可能であることを伝えた。

また平成30年度から「高齢者特別清掃事業」が毎月登録となるため、事前に紹介課と連携して、「利用者カード」の発行をおこなつた。

なお「総合支援」をより一層すすめるために関係機関や地域の支援団体との連携を強化し

た。

〔第9表－1、第9表－2〕

② その他の生活身上相談

ア. 戸籍・住民登録等事務手続きの相談

雇用保険の加入や金融機関の口座開設、年金の手続きなどのため、戸籍抄本・転出証明の取り寄せや住民登録手続きの援助をおこなった。 [第13表]

イ. 日雇労働被保険者手帳（雇用保険）の取得援助を含めた就労相談

就労と生活の安定のために雇用保険の普及や啓発、取得援助を含めた就労相談をおこなった。また就労相談では紹介課の窓口求人、「高齢者特別清掃事業」への誘導にとどまらず、ハローワーク等の他機関の情報提供にも努めた。 [第13表]

ウ. 健康保険日雇特例（健康保険）の資格取得や年金制度に関する相談

労働力の維持や回復のため、健康保険に関わる相談をおこなった。また健康保険日雇特例（協会けんぽ）や国民健康保険、介護保険の加入方法、費用負担など資格取得にともなう相談をおこなった。特に平成28年11月の法改正により老齢基礎年金の受給に必要な期間が25年から10年短縮されたことにより年金の相談が増加した。 [第13表]

エ. 建設業退職金共済手帳（退職金制度）の取得援助

退職後の生活の安定のために建設業退職金共済手帳の取得相談や取次ぎ援助をおこなった。特に「あいりん労働公共職業安定所」との連携をはかり、同所で日雇労働被保険者手帳を作成する労働者に対して、制度の広報及び普及をすすめた。 [第13表]

オ. 免許証・修了証の再交付相談及び手続き援助

住居が不安定で現場での就労が主であることから、免許証や修了証等の紛失や破損が多く、手続きがわからないなどの相談があった。そのため、各種免許証・技能講習修了証を紛失した労働者の再発行相談と手続き援助をおこない、就労機会の拡大を図った。 [第13表]

カ. 住居の安定を求める相談

住居の不安定性は全ての相談においてみられる課題と言っても過言ではない。労働者が求める情報提供や入居に到るまでの書類作成援助などをおこなった。 [第13表]

キ. 尋ね人、落とし物、所得証明等に関する相談

今年度も郵便物や尋ね人の相談は減少傾向がみられた。しかし、住居の不安定な生活を余儀なくされている労働者やその親族等からの相談は、一定程度あるものと思われる。また落し物の相談は、昨年度と同数（23件）であった。 [第13表]

（3）労働者援助

生活困窮状態にある者を就労へ結びつけるため、以下のような多様な労働者援助をおこなった。

① 短期宿泊援助

就労の意志を有し、就労機会の確保又は労働力の回復が期待できる労働者に対して、社会福祉法人大阪自彌館三徳寮への宿泊援助をおこなった。また簡易宿所への宿泊提供は、大阪府簡易宿所生活衛生同業組合の協力を得ておこなっている。なお、協力していただける簡易宿所の受け入れが観光客等の宿泊により減少しているため、7月に開催された同組合理事会

において新たな受け入れ可能な簡易宿所の協力をお願いした。 [第12表、第14表]

② 生活就労援助

賃金・労災書類等の受取りや交通費・食事代などで困っている労働者に必要最低限の援助をおこなった。なお、地域における関係機関や団体との連携を図り、地域の社会資源を活用したことなどにより件数は減少している。 [第12表、第14表]

③ 労働者疾病予防援助

住居が確保できないため一時的に生活に困窮している労働者に、必要最低限の生活用品などの援助をおこなった。 [第12表]

III 技能講習に関する事業

地域労働者は、現場経験が豊富であっても、資格がないために就労に結び付かないことがある。また、不安定な就労や労働条件によって、生活困難な状況に陥る者が多くいる。このため、地域労働者の技能資格の取得を促進し、就労機会の拡大を図ることを目的に、平成5年度から技能資格取得促進事業をおこなってきた。平成13年度からは、厚生労働省の日雇労働者等技能講習事業を受託し、建設機械をはじめとした広範な技能講習を実施している。

平成19年度からは、企画競争型の方式となり、平成26年度まで続けて受託してきた。

平成27年度からは、新たに民間競争入札型の方式が導入されることになり、より効果的・効率的な事業運営が求められることとなった。

近年、現場での安全対策が強化され資格所持者の免許の提示、提出が義務付けされ、資格取得へのニーズはさらに高まっている。平成29年度は、受講者の利便性に優れた財団施設内で実施する科目を増やし、受講希望者の増加を図った。また受講者が講習時期を選択できる幅をひろげるため、宿泊+通所の科目を増やし受講の利便性を高めた。

厚生労働省に提出した企画書にもとづき、53科目600人の募集に対し、申込者は50科目709人、選考は49科目549人で、受講者は47科目485人、修了者は47科目478人となつた。

[図表⑩]

1 建設技能のスキルアップ講習 —「育つ」「ひろげる」講習の実施 —

建設業務関係技能講習は、センター内で実施する科目に「職長・安全衛生責任者」を追加し受講者の利便性を図った。センター内で実施する「足場の組立て等特別教育」は募集人数を超える申し込みがあり、追加の講習を実施した。また、解体現場で排出される産業廃棄物の対策のため、「ダイオキシン類ばく露防止特別教育」と、設置が簡易なウインチが現場で普及しているため「巻上げ機運転特別教育」を新規科目とし、スキルアップ講習の充実を図った。

[第15表-1]

(1) 建設業務関係技能講習

- | | |
|------------------------|---------------------|
| a 車両系建設機械運転（整地他用） | b 車両系建設機械運転（解体用） |
| c 車両系建設機械運転（基礎工事用） | d 締固め用建設機械 |
| e 不整地運搬車 | f ショベルローダー等 |
| g 足場の組立て等特別教育 | h 玉掛け |
| i ガス溶接 | j 足場の組立て等作業主任者 |
| k 地山の掘削・土止支保工作業主任者 | l 型枠支保工の組立て作業主任者 |
| m 建築物等の鉄骨の組立て作業主任者 | n 木造建築物の組立て等作業主任者 |
| o 有機溶剤作業主任者 | p 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者 |
| q コンクリート解体等作業主任者 | r 石綿作業主任者 |
| s 職長・安全衛生責任者 | t 石綿使用建築物等解体等業務特別教育 |
| u アーク溶接特別教育 | v 研削砥石特別教育 |
| w 振動工具安全衛生教育 | x 電気取扱（低電圧600V以下） |
| y 丸のこ等取扱作業従事者安全衛生教育 | z 粉じん作業特別教育（新規） |
| イ ダイオキシン類ばく露防止特別教育（新規） | |
| ロ 巷上げ機運転特別教育（新規） | |

(2) 運輸業、製造業関係等技能講習〈建設業務にも有効〉

フォークリフト・高所作業車（普免所持者）、小型移動式クレーン（玉掛け有）、床上操作式ク

レーンは随時募集に切り替え、フォークリフト・高所作業車（普免無）は追加募集をおこない受講希望者の確保を図った。

- a フォークリフト運転 ②
- c 小型移動式クレーン ②
- e 床上操作式クレーン

- b 高所作業車 ②
- d クレーン（荷重5t未満）

(※ ②は2コース)

2 職種転換、常用就職をめざした講習 —「変わる」講習の実施—

建設現場で就労している日雇労働者の中には、日雇から脱却し常用就職をしたい者、また高齢により体力的に就労可能な職種に転職したいと考えているが、現状から踏み出せないでいる者も少なくない。このため、労働者の不安をやる気に変えるため、講習を可視化し、財団施設内にて「清掃業務体験講習」・「刈払い機」の講習を実施した。

また、受講者の努力や、事業内容を地域労働者等に伝え、受講後の成功例や、安定就労につながる求職支援をPRし、労働者の一步をふみだす勇気につながる講習を実施した。

(1) 自動車運転免許職種転換講習

自動車運転免許については、職種を問わず必要とされるものであり、旅客運送業、倉庫・陸上運送業、被介護者等の搬送など、就職への意欲を強く有する者に対して実施した。

平成29年度は、大型自動車運転免許が2名、大型特殊自動車が1名、大型二種自動車運転免許が1名、けん引免許が1名の合計5名が修了し就職へつながった。運転免許関係は、就職内定者又はそれに準じる努力をおこなっている者に絞り込み、職業理解の度合いや円滑な人間関係が築けるかなど、きめ細やかなカウンセリングを実施した。そのため、受講者数は計画数より少ないが、修了者の安定的な雇用へつながっている。

- a 大型自動車運転免許 ②
- c けん引自動車運転免許

- b 大型特殊自動車運転免許
- d 大型二種自動車運転免許

(※ ②は2コース)

[第15表-1]

① 運輸雇用パック講習（大型免許+フォークリフト）

平成29年度は大型自動車運転免許希望者に対し、運輸雇用パック講習をPRし、受講案内をおこなったが講習実施に至らなかった。次年度は廃止し、労働者、事業所のニーズを聞きながら就労に繋がる講習の可能性を探る。

[第15表-2]

(2) 介護業務関係職種転換講習

① 介護業務体験講習

受講者は1名であったが、介護職員初任者研修の受講につなぎ、財団の登録事業所に紹介し採用に至った。

[第15表-2]

② 介護職員初任者研修

体験講習修了者に、介護業務の関心度や受講中の生活手段、修了後の介護業務への関わり方などを細かく聞き取り、受講へつなげ、財団の登録事業所に紹介し採用に至った。

就職後もきめ細かな相談とフォローを重ね、職場定着の支援をおこなった。

[第15表-2]

③ 全身性障がい者ガイドヘルパー養成研修

介護職員初任者研修修了者に受講案内をおこなったが、就職が決まったため、受講に至らず平成29年度は講習実施に至らなかった。

[第15表-2]

(3) 造園・林業関係職種転換講習

① チェーンソー（伐木）・刈払機（草刈）作業従事者講習

刈払機講習は、財団施設内で見学が可能な講習を実施し、見学者を受講へと誘導をおこなった。あわせて随時募集に切り替え募集をおこなった。

チェーンソー講習は、講習の周知に努めるも受講相談が少なかった。修了者は2科目で27名であった。

[第15表-2]

② 刈払機・チェーンソー習熟講習

平成28年度から大阪府の森林環境税の創設にともない、森林保全対策の雇用が創設されることが見込まれていた。森林保全の事業へ就労する地域労働者のニーズが高いことから、現場で安全に作業ができる労働者を安定雇用に結びつける支援として、平成29年度も刈払機・チェーンソーの資格所持者に対し、作業の安全や習熟を図った。しかし、平成29年度は、受講希望者が少なく講習開催に至らなかった。平成30年度は開催できるよう講習の周知に努める。

[第15表-2]

(4) 機械の習熟を図る講習

技能講習の修了証を所持しているが、現場経験が浅く、資格を活かせていない者や習熟度を一層高めることを希望する者を対象に平成29年度は受講人数を拡大し、就職・就業率の向上を図るために、講習を実施した。

① 建設機械等習熟コース

車両系（整地ほか用）受講希望者に対し、選考会時に講習の周知をおこない、資格取得後の技能の向上を図った。受講者からは「JIS規格の操作に慣れることができ、自信をもって次の現場に行ける」という声が寄せられた。

[第15表-2]

② フォークリフト等習熟コース

フォークリフト受講希望者に対し、選考会時に講習の周知をおこない、資格取得後の技能の向上を図った。受講者からは「カウンターの操作に慣れることができ、自信が持てた」という声が寄せられた。

[第15表-2]

(5) 清掃業務体験講習

高齢になり建設での就労継続が困難になった労働者を対象に、財団施設内で講習をおこない、受講者の就労意欲を高め、見学者を受講へ結びつけた。

平成29年度の修了者は17名となった。1名がハローワークを通じて就職し、1名が就労支援ナビゲーターを活用して清掃員のパート労働として就職し、安定就労へつながった。

[第15表-2]

(6) パソコン講座

パソコン操作技能を身につけ、カウンセリングの受講をセットにすることで、履歴書や職務経歴書の作成を支援し、就職活動・面接を少しでも有利に（心構えや自信を含め）進めることを目指した。また、介護業務、清掃業務関係に就職した際や、建設業で職長等を任されるため、初級及び中級に分け、受講者のレベルにあった講習を実施した。

平成29年度は、初級コース2回、中級コースを1回実施した。初級コースは9名が修了し、中級コースの修了者は4名となった。受講修了者からは「講師の先生の説明がすごくわかりやすく、本当に勉強になりました。」との声が寄せられた。

[第15表-2]

3 キャリアカウンセリング等による講習・就労誘導

—「みつめる」機会の提供 —

[第16表]

(1) 受講相談

相談者の職業経験や職業能力、希望する職業、生活状況等を勘案し、適性に応じたスキルアップ、職種転換・常用就職型講習の各メニューを提示し、適切な受講科目を薦めた。

受講修了後のアンケートを通じて、資格が活かせていないと回答した者へのフォローや就職者が職場に定着できるよう、アフターフォローを実施した。

(2) カウンセリングの実施

自己分析や自己理解を通じて、講習や就労意欲の向上につなげるため、専門のカウンセラーによる支援をおこなった。

スキルアップ型講習の受講者には希望に応じて、職種転換・常用就職型講習の受講者に対しては、就労意欲の向上のため、レポートの提出と併せて受講するよう誘導し、きめ細やかなフォローをおこなった。

また、安定的就労を目指す者を対象に、履歴書・職務経歴書の書き方、面接マナー、求職活動の方法などについて、就職活動講習会を実施した。

平成27年度より、カウンセラー資格を有するコーディネーターを配置し、技能講習受講希望者や就労相談者に対して、常時対応することが可能となり、的確かつ効果的な技能講習の誘導や、安定的就労に向けた支援をおこなった。

平成29年度はカウンセリング直後アンケートを実施し、「講習受講後の就活について一緒に考えてもらい、安心してがんばることができた。」「不慣れな履歴書作成や面接での対応にアドバイスをもらい、面接に自信を持っていけるようになった。」との声が寄せられた。

(3) 就労支援ナビゲーターへの誘導

平成25年8月から、ハローワークの就労支援ナビゲーターへの誘導を実施している。

平成28年9月より就労支援ナビゲーターが定期的に選考説明会に来所し、常用就職希望者に対して就職相談を実施した。併せて求職相談終了後に情報共有の場を定例化し、ハローワークと協力して相談者の安定就労支援を実施した。

ハローワークの求人票閲覧コーナーを選考説明日に設け、受講者に対し当日に就職相談を実施した。

平成29年度の誘導件数は95件となり、その内9名（建設業3、清掃業3、製造業1、警備業1、介護職1）が安定的雇用に結びついたと報告があった。

(4) 総合サポート体制を充実し、受講者の就労を支援

技能講習受講にとどまらず、資格を活かした就労へ誘導できるよう関係課と連携し、選考説明会、施設内開催の講習に参加してもらい、受講者と顔が繋がった職業紹介や就労支援相談等の総合的サービスの提供をおこなった。

4 効果測定（事業所・受講者ニーズの把握）

(1) 受講終了時のアンケートの実施

平成29年度の、受講修了後に実施したアンケートでは、受講修了者478名に対し478名より回答を受け、そのうち94.8%の453名から「役立った」との回答があり、講習科目設

定等が適切であるかの判断材料となった。

(2) 就職・就業率の把握

平成29年度の受講修了者のうち、修了した日が属する月の翌月から3ヶ月間に月13日以上就業した日が2月以上ある労働者の割合（就業率）は、年度修了者478人のうち5月から11月までの修了者372名を対象で202人、54.3%であった。就職・就業者数を講習科目ごとに整理して報告するとともに、募集人数に対する充足率が50%、就職・就業率が20%を下回る講習については要因分析をおこなった。建設業の人手不足等のため受講希望者が講習日程の調整をおこなうことが難しく、受講が困難な労働者が多いことが判明した。その結果、平成30年度の企画提案書では、受講日程や通所等の選択に幅をもたせることや土曜日（一部）の受付実施等により受講の利便性を図ることを盛り込んだ。

(3) 事業主の人材ニーズと労働者のニーズ調査

平成29年度の求人は、建設業が85%を占めている。一方、地域高齢者労働者には比較的軽作業の清掃関係や警備関係のニーズがあることが明らかになってきている。

平成29年度は、事業所訪問時に「事業主の人材ニーズ」を52社から聞き取り、「労働者ニーズ」は新規受講労働者146人より聞き取りをおこない、平成30年度の講習科目に反映させた。

[図表 (9)]

(4) 独自の受講者ニーズの把握

受講修了3ヵ月後に独自のアンケートを実施し、平成29年度は358名より回答があり、87.7%の314名より「資格が役立った」との回答を受け、「資格が役に立っていない」と回答した受講者には、カウンセリングや就労支援ナビゲーターへの誘導をおこなった。

[図表 (11)]

IV 広報啓発及び福利厚生事業

地域労働者の労働福祉の向上という当財団の目標達成には、情報の発信、広報・啓発が不可欠である。広報業務が全ての事業の基礎になるという認識のうえで取り組みをおこなった。

平成29年度は、ホームページやモニター・掲示板などを活用し、労働者・事業所にわかりやすい魅力的なPRをおこない、広報事業の強化・財団の認知度アップに努めた。

1 労働安全啓発及び広報事業

近年、労働災害による死亡事故が府内で増加傾向にある。そのため、「センターだより」などを通じた労働安全啓発に加え、労災補償制度のパンフレットなどを独自に作成し啓発をおこなった。

特に熱中症は命に関わる問題であるため、広報紙やポスターを作成し、労働者・事業所双方に対し啓発をすすめた。

また、日雇雇用保険・健康保険・建退共制度の普及や技能資格の取得により安全意識の向上を図るよう労働安全啓発に努めた。

さらに、地域の関係機関が主催する「萩之茶屋文化祭」などに積極的に参加し、財団の認知度アップに努めた。

2 センターだよりの発行

求人情報や労働関係の啓発・健康知識などの普及を図るために、広報紙「センターだより」を作成し、労働者・事業所及び簡易宿泊所、関係機関等に配布した。

平成29年度は、センター事業に関する周知・啓発に重点を置くとともに、地域労働者の声や地域の話題を活かした紙面の編集に努めた。

あわせて、センターで実施している技能講習、総合受付窓口の周知のため、ポスターなどを作成し、簡易宿所などに広く配布した。月1回 2,500部

3 労働者べんりちょうの発行

日常の疑問やトラブル解決のための機関案内等、労働者の仕事や生活に役立つ情報を掲載した「労働者べんりちょう」を発行した。また、事業所及び簡易宿泊所、関係機関等にも配布した。

年1回 6,000部

4 労働安全啓発相談

熱中症、除染作業、アスベスト等健康被害など、労働安全の啓発相談をおこなった。

5 労働力再生のための福利厚生事業

(1) 「将棋愛好者の集い」の開催

将棋初心者を対象にした「将棋愛好者のつどい入門編」を平成29年6月13日(火)に開催し、約50名の参加を得た。また「将棋愛好者のつどい」を平成29年10月10日(火)に開催し、約100名の参加を得た。この催しは、昭和56年からおこなっている。

年2回実施

(2) 「たそがれコンサート」の開催

地域労働者はもとより、地域住民にも広く親しまれる行事として定着している。

平成29年度も、8月31日（木）に大阪府立淀川工科高等学校吹奏楽部の協力を得て、
萩之茶屋南公園（通称：三角公園）において「たそがれコンサート」を開催し、約500名
の参加を得た。なおコンサートの開催時には、トラブルなどが起こらないよう安全確保に努
めた。
年1回実施

V 日雇労働者就労援護施設の管理・運営

1 就労援護施設の管理による就労場所の提供及び付属機能の提供

当財団は、就労の不安定な方々が多数居住しているあいりん地域における労働者の就労の安定を図るとともに、福祉の増進に努め労働者の生活の向上に資することを目的とした事業を実施している。あいりん労働福祉センターは、日雇労働者の就労あっせん並びに労働者福祉の向上を目的に建設された施設であり、当財団の業務である就労あっせん等の就労支援機能のほか、日雇雇用保険・健康保険認定事務のための日雇労働者の待合施設としての機能を併せ持っており、施設の管理運営は、当財団が円滑に事業運営するためには極めて重要な業務である。

日雇労働者就労援護施設であるあいりん労働福祉センターの管理運営については、利用者の安全確保と円滑な管理運営に努めた。
〔第17表、第18表〕

(1) 施設管理業務

施設内での喧嘩、暴言・威嚇行為、放置物品の対応及び一般車両の駐車排除勧告などの秩序維持・場内指導の実施や、あいりん労働福祉センターのシャッター開閉業務、受電設備等の維持管理、防火管理等の日常業務を適切におこない、日雇労働者就労援護施設の機能維持を図った。

とりわけ老朽化してきている建物の安全管理について、大阪府・国、その他の関係機関と協議をしながら更なる安全確保のための取り組みに努めた。

台風による大雨で、ベランダから事務室に大量の水が流れ込んだ際、夜勤の職員が気づき応急措置を行って被害の拡大を防いだ。

3階寄り場の天井から、水漏れが発生したが、第一住宅の排水であったことから大阪市住宅管理センターに緊急対応を要請し、早急に水漏れを解消した。

シャッター閉鎖時の妨害等	年間実績	26件
消火活動・焚火の始末	年間実績	2件

(2) 環境美化業務

あいりん労働福祉センターの衛生管理及び環境美化、施設の美観の維持・向上を図るため、感染症の発生及び拡散を防ぐための消毒やあいりん地域高齢日雇労働者による寄場清掃、放置自転車の整理、落書きの始末や破損した掲示物の貼り替えなどを実施した。

センター内及び周辺のゴミ・放置物対策については、西成区役所、西成警察署をはじめ、建設局、環境局、福祉局等の担当者と連携し、大規模な撤去をおこなった。

自転車の処理（撤去）	年間	64台
放置自転車の整理	年間実績	1日平均 60台
落書きの始末	年間実績	47件

(3) 福利施設業者への指導

就労生活が不安定な日雇労働者が就労に従事するための必要な福利施設として、あいりん労働福祉センター内に売店・シャワー室が設置されており、それらの運営を委託している。

このため、低廉で行き届いたサービスがされるよう委託業者の指導をおこない、施設利用労働者の福利厚生の向上を図った。

施設の閉鎖に伴い、売店、小間割売店の経営者との連絡や情報提供をおこない、労働局、大阪府がおこなっている移転補償交渉に協力した。

また、地域労働者を対象に年2回シャワー室の無料開放をおこない、希望する労働者に対してタオル・石けん・カミソリの給付をおこなった。

売店・シャワー室等の委託業者 3業者 3店舗

(4) 事故時の緊急対応

シャッター閉鎖時の妨害・暴行傷害行為への対応、放火・焚火の対応、設備等破損の修復、便所・下水の詰り等への迅速な対応措置をおこなった。

小間割食堂において、鍋の空焚きが発生したが、夜勤職員が気づき、速やかに対処したため、発火には至らなかった。経営者には厳重注意し、ガス元栓の確認を励行させるとともに、寄場巡回の際に安全確認をおこなった。

(5) 労働者救護等

あいりん労働福祉センター内において、負傷や体調不良を訴える労働者の救護や泥酔者の緊急保護に取り組むとともに、医療機関等と連携して適切な対応に努めた。また、施設に不慣れな労働者に対しては、窓口へ誘導するなど、施設利用の援助をおこなった。

救急車の要請 年間実績 60人

2 たばこ販売事業

施設利用労働者の福利厚生のため、売店運営を委託しており、受託業者が販売するたばこの仕入れ、卸しをおこなった。

3 福利施設貸付事業

小間割店舗事業者に対し、店舗を貸し付け、低廉で行き届いたサービスがされるよう指導をおこなった。

また、携帯電話等を持たない利用者のため、公衆電話を設置し、運営をおこなった。